

## 松江市秋鹿公民館 施設・設備使用規程

### (趣旨)

第1条 松江市秋鹿公民館(以下公民館という)の施設・設備の使用については、松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年6月30日、松江市条例第39号、以下「条例」という)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (使用許可申請)

第2条 公民館を使用しようとする者は、原則として使用申請書を使用する当日までに、所定の事項を記入して提出するものとする。

やむを得ない事情により、提出が遅延する場合は、その旨を口頭等により連絡する。

2 使用許可後に使用を中止する者は、速やかにその旨を申し出るものとする。

### (使用許可)

第3条 前条の書類が提出されたとき、使用許可書をもって使用許可の旨を通知するものとする。

### (開館・閉館)

第4条 公民館の開館および閉館時刻は、次のとおりとする。ただし、必要に応じてこれを変更することができる。

開館時刻	午前 9時
閉館時刻	午後 10時

### (休館)

第5条 公民館の休館は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、これを変更し、または、臨時に設けることができる。

休館日 土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から翌年1月3日までの日

### (使用方法)

第6条 公民館を使用するとき、代表者は使用に関し、必要な指示を受けなければならない。

2 職員の勤務時間外に公民館を使用するときは、所定の手続きを経て入館し、使用後は施錠をした上で鍵を返却するものとする。会場の準備・設営は、使用者が行うものとする。

### (使用後の清掃・整頓)

第7条 施設、設備、備品(茶器、湯沸かし器、扇風機、ストーブその他の器具を含む)の使用後は、時間内に清掃して所定の位置に整頓、返納するものとする。

### (火災および盗難予防)

第8条 使用責任者は、施設・設備・備品の使用を終了したときは、火気および戸締りに注意し異常の有無を確かめ、火災・盗難の予防に万全を期さなければならない。

(施設・設備・備品の取扱い)

第9条 施設・設備・備品を使用するにあたっては、その取扱いに十分注意し、棄損しないように努めなければならない。万一あやまって破損または損傷したときは、館長に届け出て、必要な指示を受けるものとする。

(使用後の手続)

第10条 使用を終了したとき、使用責任者は、公民館使用簿に所定事項を記入するものとする。

(使用料・光熱費その他実費)

第11条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他実費については、公民館で定められた額を使用者の負担とする。

2 光熱水費その他実費は、使用后3日以内に公民館に納付するものとする。

附則 この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

## 松江市秋鹿公民館使用について（詳細）

松江市秋鹿公民館

### ①開・閉館について

- (1)開館時刻・・・午前 9時
- (2)閉館時刻・・・午後10時
- (3)休館日(事務室閉所日)・・・土・日曜日, 祝日, 年末年始(12/29~1/3)
- (4)玄関のカギ・・・鍵管理員からボックスの鍵を借用してください  
(詳細は玄関に表示)

### ②予約について

電話または来館の上ご予約ください

### ③使用許可申請について

- (1)秋鹿地区内の団体・個人等の場合・・・不要
- (2)秋鹿地区外の団体・個人等の場合・・・所定の様式を使用日までに提出

### ④使用実費について

#### (1)各部屋の使用実費

＜1＞秋鹿地区内の団体・個人等の場合・・・無料

＜2＞秋鹿地区外の団体・個人等の場合・・・以下の表のとおり

部屋	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
集会室	1,000円	1,000円	1,000円
図書室	1,000円	1,000円	1,000円
教養室	1,000円	1,000円	1,000円
調理室	1,000円	1,000円	1,000円

#### (2)冷暖房について ※コインタイマー式

部屋	1時間当たり	コインタイマー数
集会室	200円	2台
	100円	ガス暖房2台
図書室	100円	1台
教養室	100円	2台
調理室	100円	1台

#### (3)コピー機等の使用について

##### ＜1＞コピー代

モノクロ	1枚10円
カラー	1枚40円
写真L版	1枚40円
写真A4	1枚50円

＜2＞ラミネート 1枚50円

＜3＞FAX送信 1枚10円

⑤支払いについて

- (1) 公民館事務室が開いている時間帯に来館
- (2) 振り込み(別途相談)

⑥使用後について

- (1) ごみは持ち帰り
- (2) 部屋の整理整頓・清掃等
- (3) 消灯・冷暖房OFF・戸締り・ガスの元栓の確認
- (4) 公民館使用簿(受付に設置)に記入
- (5) 玄関のカギを閉めてカギをボックスへ返却

⑦使用の許可・不許可

公民館の使用については、「社会教育法第23条」に基づき、次に掲げる特定の行為を禁止しています

- (1) 営利目的(もっぱら営利を目的として事業を行うこと)
- (2) 政治活動(特定政党の利害に関する事業を行うこと)
- (3) 宗教活動(特定の宗教を支持し、反対すること)
- (4) 反社会的勢力による活動(暴力や威力、不当な要求行為等を行うこと)

松江市秋鹿公民館

住 所：〒690-0262

島根県松江市岡本町70番地

電 話：0852-88-2001

FAX：0852-88-3207